

令和4年3月31日

渡辺哲三氏、桑原久夫氏  
代理人弁護士 藤井裕子先生 阿部克臣 先生

Fax: [REDACTED]

〒 [REDACTED] 東京都港区虎ノ門 [REDACTED]  
TEL: [REDACTED] FAX: [REDACTED]  
山岸純法律事務所  
豊洲町会  
代理人弁護士 山岸 純

〒 [REDACTED] 東京都港区虎ノ門 [REDACTED]

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

山岸純法律事務所

豊洲町会

代理人弁護士 山岸 純

### ご連絡

前略

豊洲町会の代理人として、令和4年3月31日付ファクシミリにつき、ご連絡申し上げます。

まず「保全抗告決定によれば、第70回定期総会は無効」とのことですが、かような理由中の判断が記載された箇所をご教示ください（当職は見つけられませんでした）。

次に「第71回定期総会の豊洲町会の会計につき、会計監査をする権利義務がある」とのことですが、豊洲町会第71回定期総会は既に終了しておりますが、なぜ、会計監査をする権利義務があるのかご教示ください。

また、「第72回定期総会にて会計監査報告を行い」とのことですが、仮にも会計監査の地位がないと判断された渡辺哲三氏、桑原久夫氏は、いかなる法的根拠をもって会計監査報告を行うことができるのかご教示ください。

ところで、本書は、如何なる意味でも「明示的黙示的拒否」をしたものではありませんし、貴方において今般の保全抗告決定を深慮し会計監査云々を含めた和解の提案を行いたいというのであれば検討してあげても結構です。

なお、渡辺哲三氏は豊洲町会町会費を支払っていないとのことですが。権利を主張して義務を果たさずとはあまり褒められた態度ではないのではないのでしょうか。

草々